

処 分 基 準

基準の名称 第二種事業所の指定処分基準		
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
石油コンビナート等災害防止法	第 2 条第 5 号	第二種事業所の指定
基 準 の 内 容		
当該指定については、石油コンビナート等災害防止法施行令第 3 条の「第二種事業所の指定」の規定の基準によるが、特に以下の点に留意すること。 ① 第二種事業所の指定処分については、「当該事業所における災害及び第一種事業所における災害が相互に重要な影響を及ぼすと認められる」こと、すなわち、当該事業所における災害が第一種事業所に影響を及ぼすこと及び当該事業所が第一種事業所における災害の影響を受ける必要があること。 その際、「重要な影響を及ぼすと認められる」とは、例えば、当該事業所自身において災害が発生した場合、他の第一種事業所に波及したり、他の第一種事業所における災害が及んできたり、他の事業所に対して災害の中継点の役割を果たすことになったりするおそれがあると認められる場合を指すものである。 ② 上記については、個々具体のケースに則して判断すべきものであるが、当該事業所が他の事業所に近接していない場合又は事業所間が連絡導管により結ばれていない場合など、災害が相互に影響を及ぼすかどうかの判断が容易につきがたい場合には、「石油コンビナート等防災計画の充実について」（平成 6 年 3 月 2 2 日付け消防特第 5 9 号）に別添としてとりまとめられた「石油コンビナートの防災アセスメント策定指針」の「第 3 章影響範囲の算定方法及び第 4 章影響評価の指標」を活用して判断する。		